

3 4 所得から差し引かれる金額（所得控除）の記入

令和5年1月1日～12月31日までに支払った控除の内訳や、令和5年12月31日時点での扶養親族等の氏名、その他該当する項目を **3** の枠内に、各項目の計算式に従って控除額を **4** の枠内に記入してください。

番号	控除の種類	内容	控除額																																											
13	社会保険料	あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った社会保険料・介護保険料・国民健康保険料(料)・国民年金保険料・厚生年金保険料・農業者年金保険料などがある場合	支払った額																																											
14	小規模企業共済等	あなたが支払った第一種小規模企業共済や心身障害者扶養共済の掛金がある場合	支払った額																																											
15	生命保険料	あなたが支払った、あなたや親族が受取人になっている一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料がある場合 ※控除額は一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の支払額をそれぞれ下記により計算し金額を求め、それらを合計した額。(適用限度70,000円)なお、一般生命保険料または個人年金保険料において、新契約と旧契約の双方がある場合、上記の表で求めた金額の合計が控除額となります。(適用限度28,000円)																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の種類</th> <th>支払保険料(ア)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新契約 (H24.1.1以降に締結した一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険)</td> <td>12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円以上</td> <td>(ア)の金額 (ア)×1/2+6,000円 (ア)×1/4+14,000円 一律28,000円</td> </tr> <tr> <td>旧契約 (H23.12.31以前に締結した一般生命保険・個人年金保険)</td> <td>15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円以上</td> <td>(イ)の金額 (イ)×1/2+7,500円 (イ)×1/4+17,500円 一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table>				保険の種類	支払保険料(ア)	控除額	新契約 (H24.1.1以降に締結した一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険)	12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円以上	(ア)の金額 (ア)×1/2+6,000円 (ア)×1/4+14,000円 一律28,000円	旧契約 (H23.12.31以前に締結した一般生命保険・個人年金保険)	15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円以上	(イ)の金額 (イ)×1/2+7,500円 (イ)×1/4+17,500円 一律35,000円																																		
保険の種類	支払保険料(ア)	控除額																																												
新契約 (H24.1.1以降に締結した一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険)	12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円以上	(ア)の金額 (ア)×1/2+6,000円 (ア)×1/4+14,000円 一律28,000円																																												
旧契約 (H23.12.31以前に締結した一般生命保険・個人年金保険)	15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円以上	(イ)の金額 (イ)×1/2+7,500円 (イ)×1/4+17,500円 一律35,000円																																												
16	地震保険料	あなたが支払った地震保険料・旧長期損害保険料(契約期間10年以上で満期返戻金があり平成18年12月31日以前の契約)がある場合 ※控除額は地震保険料・旧長期損害保険料の支払額を下記により計算し金額を求め、それらを合計した額(地震・旧長期両方対象となる一つの保険契約はどちらか一方のみ)。(適用限度25,000円)																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の種類</th> <th>支払保険料(ウ)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震保険料</td> <td>50,000円以下 50,001円以上</td> <td>(ウ)の金額×1/2 一律25,000円</td> </tr> <tr> <td>旧長期損害保険料</td> <td>5,001円～15,000円 15,001円以上</td> <td>(エ)×1/2+2,500円 一律10,000円</td> </tr> </tbody> </table>				保険の種類	支払保険料(ウ)	控除額	地震保険料	50,000円以下 50,001円以上	(ウ)の金額×1/2 一律25,000円	旧長期損害保険料	5,001円～15,000円 15,001円以上	(エ)×1/2+2,500円 一律10,000円																																		
保険の種類	支払保険料(ウ)	控除額																																												
地震保険料	50,000円以下 50,001円以上	(ウ)の金額×1/2 一律25,000円																																												
旧長期損害保険料	5,001円～15,000円 15,001円以上	(エ)×1/2+2,500円 一律10,000円																																												
17	寡婦	・夫と離婚した後、婚姻していない人で、子以外の扶養親族がいる、合計所得金額が500万円以下の人 ・夫と死別した後、婚姻していない人で、合計所得金額が500万円以下の人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる方は対象外です。	26万円																																											
18	ひとり親	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同一とする子(総所得金額が48万円以下)を有する単身者で、かつ、あなたの合計所得金額が500万円以下の場合。事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる方は対象外です。	30万円																																											
19	勤労学生	学生で、合計所得金額が75万円以下(そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下)の場合	26万円																																											
20	障害者	あなたやあなたの扶養親族が障害者であり ・精神障害者保健福祉手帳1級以外、療育手帳B判定、身体障害者手帳1・2級以外等の場合 ・精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定、身体障害者手帳1・2級等の場合 ・特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者、生計を一にする親族のいずれかと同居を常に行っている人の場合	普通障害者 26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円																																											
21	配偶者	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合 ※あなたの合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者として扶養人数には含まれますので、その場合のみチェックを入れてください。																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">あなたの合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人(70歳以上)(S29.1以前生)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>				あなたの合計所得金額	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	老人(70歳以上)(S29.1以前生)	38万円	26万円	13万円																												
あなたの合計所得金額	あなたの合計所得金額																																													
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																											
一般	33万円	22万円	11万円																																											
老人(70歳以上)(S29.1以前生)	38万円	26万円	13万円																																											
22	配偶者特別	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,001円～950,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>950,001円～1,000,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～1,250,000円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円～1,300,000円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円～1,330,000円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>				配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	480,001円～950,000円	33万円	22万円	11万円	950,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																													
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																											
480,001円～950,000円	33万円	22万円	11万円																																											
950,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円																																											
1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円																																											
1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円																																											
1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円																																											
1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円																																											
1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円																																											
1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円																																											
1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円																																											

市民税・県民税申告書の書き方(表)

令和6年度(令和5年分) 市民税・県民税申告書

3 差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	金額	控除額
社会保険料	327,200円	162,120円
小規模企業共済等	0円	0円
生命保険料	180,200円	118,000円
地震保険料	50,400円	25,200円
寡婦	7,500円	10,000円
ひとり親	0円	0円
勤労学生	0円	0円
障害者	0円	0円
配偶者	0円	0円
配偶者特別	0円	0円
合計	489,320円	289,320円

1 住所・氏名・生年月日などの記入

現住所 五泉市太田1094番地1
旧住所 五泉市太田1094番地1
フリガナ ゴセンイチロウ
氏名 五泉 一郎
個人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 *

2 収入金額・所得金額の記入

収入の種類	金額
営業等	5,403,000円
不動産	0円
配当	1,000,000円
公的年金等	1,950,000円
業務	0円
その他	0円
総合譲渡・一時	850,000円
山林	0円
雑損控除	43,100円
基礎控除	2,640,570円
医療費控除	0円
合計	118,000円

4 所得から差し引かれる金額

控除の種類	金額
社会保険料	162,120円
小規模企業共済等	0円
生命保険料	118,000円
地震保険料	25,200円
寡婦	10,000円
ひとり親	0円
勤労学生	0円
障害者	0円
配偶者	0円
配偶者特別	0円
合計	289,320円

2 収入金額・所得金額の記入

収入金額をア～ンに、必要経費等を引いた後の所得金額を①～⑩に記入してください。営業等・農業・不動産所得のある方は、この申告書のほかに収支内訳書が必要です。用紙は税務課に用意してあります。

所得の種類	内容	計算方法
営業等	小売業・卸売業・製造業・金融業・運輸通信業 ・サービス業などの営業から生ずる所得 医師・作家・外交員・ホステス・左官 ・集金人・内職などの事業から生ずる所得	収入金額－必要経費
農業	農産物の生産・家畜などの飼育 ・酪農生産などから生ずる所得	収入金額－必要経費
不動産	土地・建物・不動産上の権利 ・船舶や航空機の賃貸などによって生ずる所得 (農業委託や地下補償も不動産所得となります)	収入金額＝所得金額
配当	株式及び出資の配当金などの所得	収入金額－元本の取得に要した負債の利子 (下記表1参照)
雑(公的年金等)	国民年金・厚生年金・各種共済年金・恩給など (※遺族年金・障害年金は非課税所得です)	(下記表2参照)
雑(業務)	原稿料・講演料・ネットオークションなどを利用した個人取引・食料品の配達などの副収入による所得	収入金額－必要経費
雑(その他)	生命保険の年金(個人年金)、互助年金などの上記以外のものによる所得	収入金額
一時	懸賞当選金品・生命保険の満期返戻金 ・競馬・競輪の払戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額(上限50万円)
総合譲渡	資産を売った場合に生ずる所得 ※該当される方はお申し出ください。	収入金額 －資産の取得費等の経費 －特別控除額(上限50万円)
分離譲渡	土地・建物・株式等を売った場合に生ずる所得 ※該当される方はお申し出ください。	収入金額 －資産の取得費等の経費 －特別控除額(株式等を譲渡した場合は特別控除をつけることが出来ません。)
山林	山林を伐採又は立木のままま売った場合に生ずる所得 ※該当される方はお申し出ください。	収入金額

(表1) 給与所得金額の速算表

給与収入金額	給与所得金額
1円～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	計算基準額(A)×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	計算基準額(A)×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	計算基準額(A)×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
※8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

③収入金額＝4×計算基準額(A)(千円未満切り捨て)
 ④660万円以上の方：給与所得額に1円未満の端数がある場合、その端数は切り捨てます。
 ⑤850万円を超える方：次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合は、所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。
 (1)本人が特別障害者に該当する
 (2)23歳未満の扶養親族を有する
 (3)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
 ◆所得金額調整控除=(給与等の収入金額－850万円)×0.1
 ※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、収入額は1,000万円として計算します。

(表2) 公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢区分	公的年金等収入金額(A)	※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 S34年 1月2日以降 に生まれた人	1円～1,299,999円	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	A×75%－275,000円	A×75%－175,000円	A×75%－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×85%－685,000円	A×85%－585,000円	A×85%－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×95%－1,455,000円	A×95%－1,355,000円	A×95%－1,255,000円
65歳以上 S34年 1月1日以前 に生まれた人	10,000,000円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
	1円～3,299,999円	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	A×75%－275,000円	A×75%－175,000円	A×75%－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×85%－685,000円	A×85%－585,000円	A×85%－485,000円
7,700,000円～9,999,999円	A×95%－1,455,000円	A×95%－1,355,000円	A×95%－1,255,000円	
	10,000,000円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

※給与所得と公的年金に係る雑所得があり、その所得の合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除を給与所得から差し引きます。
 ◆所得金額調整控除=給与所得(上限10万円)+公的年金等雑所得(上限10万円)－10万円

5 給付・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給付から差し引き(特別徴収) 自分で徴収(普通徴収)

控除の種類	内容	控除額
23 扶養	あなたと生計を一にする親族のうち、合計所得金額が48万円以下の人を扶養している場合 ※年の途中に死亡した場合は死亡時の現況によります。 ※同居老親等…老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつあなたやあなたの配偶者と同居している場合	一般扶養(16～18、23～69歳)(H17.12～H20.1.1生、S29.12～H13.1.1生) 33万円 特定扶養(19～22歳)(H13.1.2～H17.1.1生) 45万円 老人扶養(70歳以上)(S29.1.1以前生) 同居老親等 45万円 同居老親等以外 38万円
24 基礎控除	あなたと生計を一にする16歳未満の扶養親族がいる場合 ※控除額はありますが市民税の算定に影響しますので記入してください。	2,400万円以下 43万円 2,400万円超～2,450万円以下 29万円 2,450万円超～2,500万円超 15万円 2,500万円超 0万円
25 雑損	あなたやあなたと生計を一にする親族(合計所得が48万円以下の方)の所有する資産が災害、盗難もしくは横領によって損失を受けた場合	(A)(B)いずれか多い額 (A) (損害額－補てん金額)－総所得金額等の10% (B) 災害関連支出－6万円 (支払医療費－補てん金額)－(10万円が総所得金額等の5%のいずれか少ない額)(控除限度額200万円)
26 医療費(どちらか片方だけ)	【医療費控除】 あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合 【セルフメディケーション税制】特別の選択口をチェック あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費がある場合	支払った額－補てん金額－12,000円(控除限度額 88,000円)

収入のなかった方や遺族年金・障害年金・失業手当などの非課税所得があった方は、裏面をご覧ください。